

議案第108号

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法第286条第1項の規定により、別紙のとおり三重県市町総合事務組合同規約の変更をすることについて協議する。

令和4年11月25日提出

亀山市長 櫻井義之

別紙

三重県市町総合事務組合同規約の変更に関する協議書

提案理由

一部事務組合の規約の変更に関して協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める。

三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議書

三重県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定める。

三重県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約

三重県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約（昭和62年三重県指令地第885号）の一部を次のように変更する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後		改正前	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	共同処理する市町	共同処理する事務	共同処理する市町
[略]	[略]	[略]	[略]
第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、 <u>伊勢市</u> 、 <u>松阪市</u> 、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町	第3条第1項第4号に定める事務	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
[略]	[略]	[略]	[略]
備考 表中の [ ] の記載は注記である。			

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。